

福山市がん検診精密検査依頼書・精密検査結果票の取り扱いについて

2023年9月

2001年度（平成13年度）から、がん検診の精密検査受診率向上のため、「福山市保健事業に関する健診委員会」の協議を基に「精密検査依頼書・精密検査結果票」を作成し、がん検診での要精密検査者の結果を報告していただいております。

福山市のがん検診の質的向上を図るとともに、厚生労働省への報告等のため実施しておりますので、ご協力をお願いします。

1 要精密検査となった人が、一次医療機関において精密検査を実施する場合

- (1) 精密検査を実施後、「精密検査依頼書・精密検査結果票（4部複写）」に必要事項を全て記入し、「一次検診実施医療機関控④」を貴医療機関で保管してください。
- (2) 「精密検査実施医療機関控①」「一次検診実施医療機関控②」「福山市提出用③」は、「返信用封筒（がん検診精密検査結果報告用）」に入れ、福山市保健所健康推進課へ返送してください。

2 要精密検査となった人が、他の医療機関において精密検査を実施する場合

※裏面フロー図参照

- (1) 「精密検査依頼書・精密検査結果票（4部複写）」に必要事項を記入し、「一次検診実施医療機関控④」を貴医療機関で保管してください。
- (2) 「精密検査実施医療機関控①」「一次検診実施医療機関控②」「福山市提出用③」を本人に渡し、精密検査を受ける医療機関に持参し、精密検査を受診するよう説明してください。
- (3) 精密検査実施医療機関は精密検査を行い、「精密検査実施医療機関控①」「一次検診実施医療機関控②」「福山市提出用③」に結果を記入し、「精密検査実施医療機関控①」を保管します。
- (4) 「一次検診実施医療機関控②」「福山市提出用③」は、郵送または本人に渡し一次検診実施医療機関へ送付します。
- (5) 一次検診実施医療機関は「一次検診実施医療機関控②」を保管してください。
- (6) 「福山市提出用③」は、「返信用封筒（がん検診精密検査結果報告用）」に入れ、福山市保健所健康推進課へ返送してください。

要精密検査となった人が、他の医療機関において精密検査を実施する場合のフロー図

